

緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について

令和3年3月24日
原子力規制庁

原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症に係る対応については、令和3年3月21日における緊急事態宣言の全国的な解除及び政府の基本的対処方針を踏まえ、当面、以下のとおりとしたい。

なお、今後の動向を踏まえ、原子力規制委員会の判断を仰ぎつつ対応を見直す。

1. 原子力規制委員会・審査会合等

(1) 現在の対応

- 原子力規制委員会定例会
毎週開催とし、一般傍聴の受付を行わない。
- 審査会合、検討チーム会合等
Web 会議・電話会議での開催を基本とする。一般傍聴の受付は行わない。テレビ会議・電話会議での開催が難しい等の事情がある場合は、申請者側の人数を限定した対面形式の審査会合、書面審査により行う。

(2) 3月22日からの対応

- 原子力規制委員会定例会
毎週開催とし、東京都の外出自粛要請を踏まえ一般傍聴の受付を行わない。
- 審査会合、検討チーム会合等
Web 会議・電話会議での開催を基本とする。東京都の外出自粛要請を踏まえ一般傍聴の受付を行わない。テレビ会議・電話会議での開催が難しい等の事情がある場合は、申請者側の人数を限定した対面形式の審査会合、書面審査により行う。

2. 原子炉等規制法の運用

(1) 現在の対応

- 原子力事業者が行う保安活動
事業者から保安活動（宣言対象区域に係るもの）の運用について申し出があった場合には、原子力施設への安全上の影響を考慮した上で、事業者における点検等のタイミングや体制などについて弾力的に取扱うことが可能となるよう運用する。
- 原子力規制検査及び使用前検査等
検査計画等に基づき通常どおり実施する。ただし、事業者の運用や地方公共団体の要請を踏まえ、必要な場合には、検査時期の後ろ倒しなど運用上の工夫を行う。
- IAEAからの通告に基づく保障措置に関する検査
計画通り検査を実施するという IAEA の方針を踏まえ、必要な対応を行う。

(2) 3月22日からの対応

- 原子力事業者が行う保安活動
既に申し出を受けて弾力的な運用を認めたものについて、通常の保安活動が可能になった場合に弾力的な運用を終了する。
- 原子力規制検査及び使用前検査等
現在の運用を継続する。
- IAEAからの通告に基づく保障措置に関する検査
現在の運用を継続する。

3. 放射性同位元素等規制法の運用

(1) 現在の対応

- 令和3年1月13日開催の第49回原子力規制委員会に報告した弾力的運用を以下のとおり継続する。
 - ・ 届出等
事由が生じた後に一定の期限までに行うこととされている届出等について、一部を除き、感染症対策上やむを得ない場合には、その期限に関し合理的な範囲で弾力的に運用する。
 - ・ 検査等
定期的に受けること又は実施することとされている検査等について、一部を除き、感染症対策上やむを得ない場合には、その時期又は頻度に関し合理的な範囲で弾力的に運用する。
- 上記運用に関する問合せ事例のホームページ掲載^(※)を継続する。
(※) https://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kanrenhourei/20200424_01.html

(2) 3月22日からの対応

- 届出等
現在の運用を継続する。
- 検査等
現在の運用を継続する。

4. 原子力規制庁の勤務体制

(1) 主な現在の対応

- 宣言対象区域に所在する官署の職員
7割以上の出勤回避（終日）を目指す。

(2) 3月22日からの対応

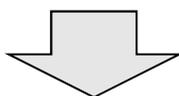
- 3月21日に宣言が解除された区域に所在する官署の職員
7割の出勤回避（終日）を目指し、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和する。

政府の基本的対処方針における外出自粛要請記載部分（抜粋）等

【宣言対象区域に該当中】

特定都道府県は、法第 45 条第 1 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。

※特定都道府県とは、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県を指す



【宣言対象区域から除外後】

緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、(略)住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策を段階的に緩和する。

- ・ 当面、法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。

⇒ 3月18日、東京都が、「段階的緩和期間（リバウンド防止期間）における東京都の対応について」を公表

うち、都民向けに「日中も含めた不要不急の外出自粛」として以下を要請

・ 期間

当面、3年3月22日（月）0時から3月31日（水）24時まで

・ 実施内容

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請（新型インフルエンザ等特措法第24条第9項）